

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令について

1. 改正の内容

(1) 適用拡大に伴う規定の整備

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 40 号。以下「令和 2 年改正法」という。）において、社会経済構造の変化に対応して年金制度の機能強化を図るため、短時間労働者に対する厚生年金保険の更なる適用拡大等の改正が行われたことに併せ、地共済制度の短期給付に関する規定の適用拡大等を行うこととされた。
- この施行に伴い、地方公共団体等における非常勤職員等のうち一定の要件を満たす者が地方公務員共済組合の組合員となること、当該組合員の資格取得時の手続きについて定める等、所要の規定の整備を行う。
- また、令和 2 年改正法による地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の改正に伴い、主務省令に委任された地方公務員である職員に準ずる者として職員とみなされる組合役職員及び一部の地方独立行政法人職員の範囲について所要の規定の整備を行うとともに、地方公務員等共済組合法施行令及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 266 号）による地方公務員等共済組合法施行令（昭和 37 年政令第 352 号）の改正に伴い新たに主務省令に委任する事項等について、所要の規定の整備を行う。

(2) 障害者・長期加入者特例の老齢厚生年金の支給停止に関する経過措置に関する規定の整備

- 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令（令和 4 年厚生労働省令第 33 号）第 7 条の規定により、新たに第 1 号厚生年金被保険者が日本年金機構に提出を要することとされた届書について規定された。
- 第 3 号厚生年金被保険者が地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会に提出を要する届書についても、厚生労働省令と同様の内容を規定する。

(3) その他、所要の規定の整備を行う。

2. 公布日等

公布日：令和 4 年 8 月 24 日

施行日：令和 4 年 10 月 1 日